

令和7年度 第2回
姫路市国民健康保険運営協議会 資料

1 日 時

令和 8年 2月26日(木) 午後2時00分～

2 場 所

姫路市役所 本館10階 第2会議室

3 議 事

- 報告第1号 令和8年度(2026年度)姫路市国民健康保険事業
特別会計歳入歳出予算(案)について…………… 1
- 報告第2号 国民健康保険に関する制度改正について…………… 6

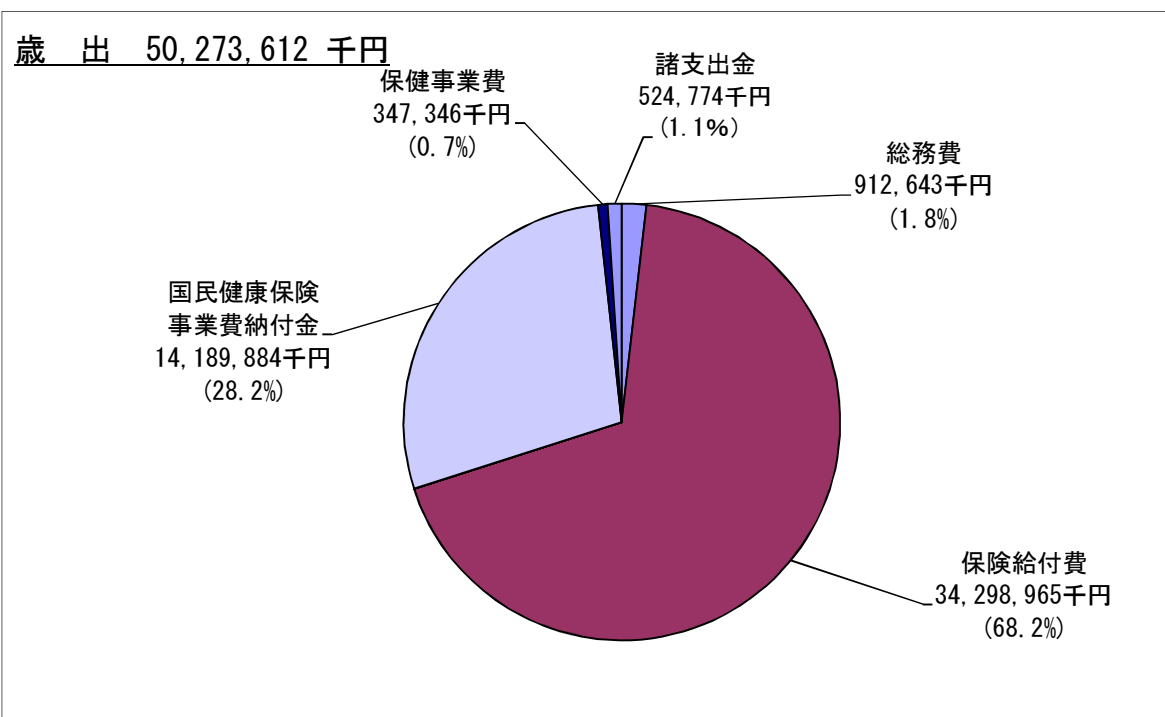
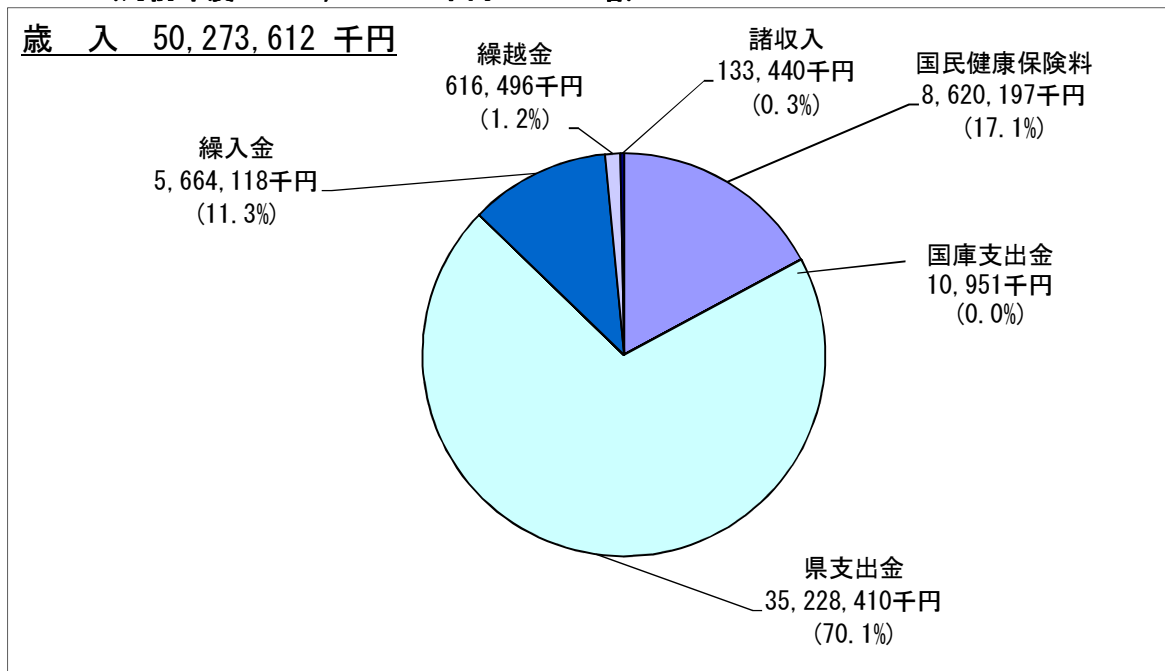
このページは白紙です。

令和8年度（2026年度）姫路市国民健康保険事業特別会計
歳入歳出予算(案)について

(事業勘定)

	令和7年度予算	令和8年度予算	増減
被保険者数	90,000人	⇒ 87,800人	▲2,200人
保険給付費	339.4億円	⇒ 343.0億円	+3.6億円
国保事業納付金	139.3億円	⇒ 141.9億円	+2.6億円
基金積立	2.7億円	⇒ 1.9億円	▲0.8億円

令和8年度 歳入歳出予算総額 50,273,612千円
(対前年度 86,966千円 : 0.2%増)



令和8年度（2026年度）姫路市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算(案)

(事業勘定)

(単位：千円)

歳 入					
事 項	令和6年度 決算	令和7年度 予算	令和8年度 予算(案)	対前年度比 (%)	備 考
国民健康保険料	8,556,456	8,390,851	8,620,197	2.7	
一般国民健康保険料	8,556,456	8,390,851	8,620,197	2.7	
現年度分	8,248,528	8,080,516	8,265,100	2.3	
医療給付費	5,279,667	5,091,513	4,954,806	△ 2.7	
後期高齢者支援金等	2,234,375	2,221,899	2,296,888	3.4	
介護納付金	734,486	767,104	809,533	5.5	
子ども子育て支援納付金	0	0	203,873	皆増	
滞納繰越分	307,928	310,335	355,097	14.4	滞納繰越調定額増加に伴う予算増
医療給付費	192,414	193,096	220,685	14.3	
後期高齢支援金	78,439	79,718	93,502	17.3	
介護納付金	37,075	37,521	40,910	9.0	
国庫支出金	67,803	0	10,951	皆増	
国民健康保険制度関係業務事業費補助金	67,803	0	10,951	皆増	
県支出金	35,873,119	35,223,104	35,228,410	0.0	
保険給付費等普通交付金	34,945,768	33,936,774	34,292,152	1.0	
特定健診等負担金	97,830	105,638	111,534	5.6	
保険給付費等特別交付金	829,521	1,180,692	824,724	△ 30.1	国保システム更新にかかる交付金の減
繰入金	5,875,074	5,745,317	5,664,118	△ 1.4	
繰越金	1,244,022	698,083	616,496	△ 11.7	前年度からの繰越金
諸収入	123,244	129,291	133,440	3.2	
合 計	51,739,718	50,186,646	50,273,612	0.2	

(事業勘定)

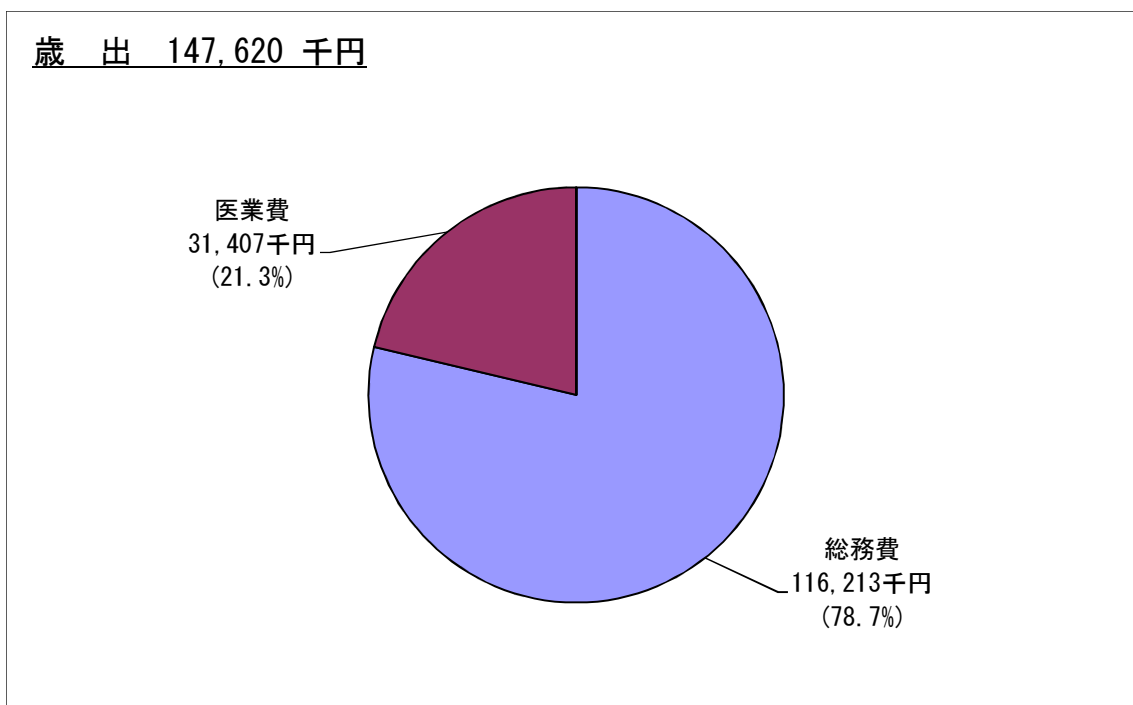
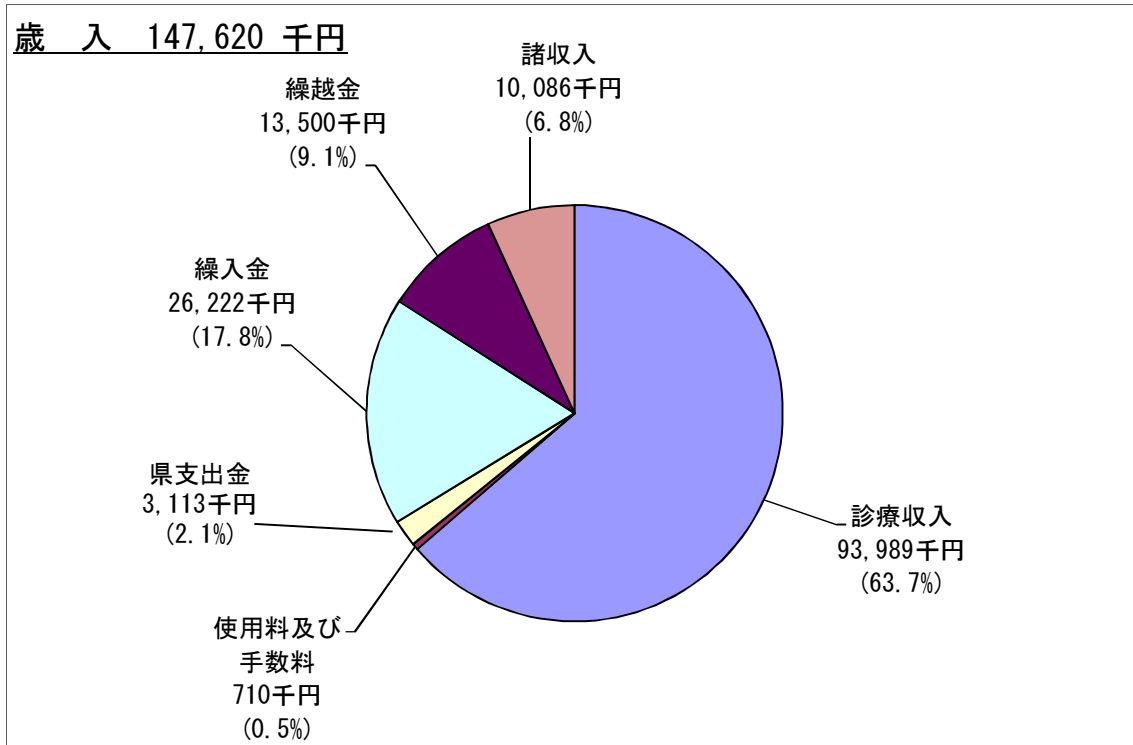
(単位：千円)

歳 出					
事 項	令和6年度 決算	令和7年度 予算	令和8年度 予算(案)	対前年度比 (%)	備 考
総務費	1,420,723	1,424,374	912,643	△ 35.9	国保システム更新に係る経費減
保険給付費	34,796,397	33,944,842	34,298,965	1.0	
一般療養諸費	34,529,345	33,601,469	33,964,966	1.1	被保険者数 87,800 人
一般療養給付費	29,446,457	28,747,322	28,959,934	0.7	1人当たり 329,840円
一般療養費	256,050	255,293	281,824	10.4	
一般高額療養費	4,820,142	4,588,554	4,712,908	2.7	
一般高額介護合算療養費	6,642	10,000	10,000	0.0	
一般移送費	54	300	300	0.0	
審査支払手数料	95,995	97,019	96,217	△ 0.8	
任意給付費	171,057	246,354	237,782	△ 3.5	
葬祭費	32,250	45,000	42,500	△ 5.6	
出産育児一時金	138,625	200,084	195,082	△ 2.5	
結核医療付加金	75	200	200	0.0	
傷病手当金	107	1,070	0	皆減	コロナ傷病手当金支給終了に伴う皆減
国民健康保険事業費納付金	14,303,570	13,931,227	14,189,884	1.9	
医療給付費分	9,955,929	9,707,906	9,547,222	△ 1.7	
後期高齢者支援金等分	3,200,040	3,139,386	3,212,632	2.3	
介護納付金分	1,147,601	1,083,935	1,114,395	2.8	
子ども子育て支援納付金分	0	0	315,635	皆増	
保健事業費	253,023	360,688	347,346	△ 3.7	
保健衛生普及費	41,194	52,032	27,923	△ 46.3	計上科目の変更による予算減 (医療費通知送付委託料)
特定健康診査等事業費	211,829	308,656	319,423	3.5	
諸支出金	315,682	525,515	524,774	△ 0.1	
合 計	51,089,395	50,186,646	50,273,612	0.2	

令和8年度（2026年度）姫路市国民健康保険事業特別会計
歳入歳出予算(案)について

(直営診療施設勘定)

歳入歳出予算総額 147,620千円 (対前年度 1,121千円：0.8%増)



令和8年度（2026年度）姫路市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算(案)

(直営診療施設勘定)

(単位：千円)

歳 入					
事 項	令和6年度 決算	令和7年度 予算	令和8年度 予算(案)	対前年度比 (%)	備 考
診療収入	93,002	105,579	93,989	△ 11.0	
外来収入	91,010	103,419	92,073	△ 11.0	
国民健康保険診療報酬収入	14,127	15,620	13,820	△ 11.5	受診者減少見込による減
社会保険診療報酬収入	13,520	13,920	13,340	△ 4.2	
後期高齢者診療報酬収入	44,134	47,500	44,160	△ 7.0	
その他の診療報酬収入	3,873	3,754	3,348	△ 10.8	ワクチン等接種減少見込による減
一部負担金収入	15,356	22,625	17,405	△ 23.1	窓口負担減少見込による減
その他の診療収入	1,992	2,160	1,916	△ 11.3	健診件数減少見込による減
使用料及び手数料	703	769	710	△ 7.7	
文書料	703	769	710	△ 7.7	
県支出金	30	0	3,113	皆増	設備更新に伴う補助金
繰入金	533	515	26,222	4,991.7	一般会計からの繰入金
繰越金	43,849	28,053	13,500	△ 51.9	前年度からの繰越金
諸収入	10,645	11,583	10,086	△ 12.9	予防接種事業収入減少見込による減
合 計	148,762	146,499	147,620	0.8	

歳 出					
事 項	令和6年度 決算	令和7年度 予算	令和8年度 予算(案)	対前年度比 (%)	備 考
総務費	97,784	121,447	116,213	△ 4.3	
医業費	21,413	25,052	31,407	25.4	
医療用機械器具費	3,318	4,024	10,267	155.1	設備更新に伴う備品購入の増
医療用消耗器材費	2,441	3,800	3,800	0.0	
医療用衛生材料費	15,654	17,228	17,340	0.7	
合 計	119,197	146,499	147,620	0.8	

国民健康保険に関する制度改正について

令和8年度に予定されている主な制度改正

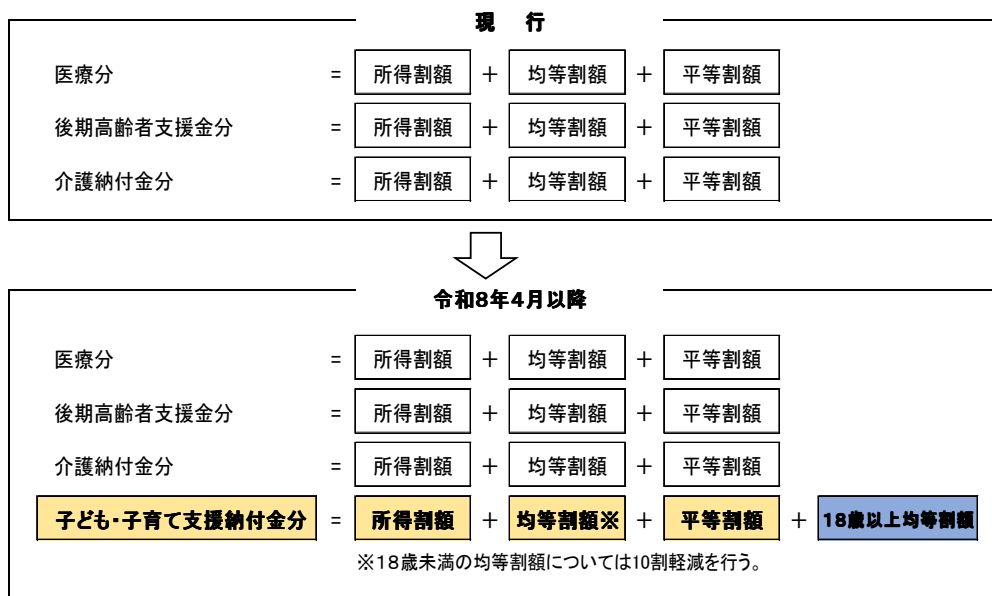
1 子ども・子育て支援納付金賦課額の新設（令和8年4月実施）

(1) 概要

子ども・子育て支援を社会全体で支える新たな仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が開始される。この制度は、児童手当の拡充などに必要な財源を確保するため、令和8年度から医療保険を通じて支援金を負担する仕組みとなっており、国民健康保険に加入されている方については、現在の保険料にあわせて「子ども・子育て支援納付金」を負担いただくことになる。

(2) 保険料の構成

令和8年度以降の国民健康保険料は「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」に加え、「子ども・子育て支援納付金分」を合算して算出される。



(3) 「子ども・子育て支援納付金分」の保険料率等について

「子ども・子育て支援納付金分」の料率および金額の算定については、医療分など各保険料と同様に、県が示す子ども・子育て支援納付金にかかる標準保険料率を参考に、他の保険料と同様の考え方で決定し、本年5月開催の運営協議会にて諮問させていただく予定。

【参考】国における令和7年12月時点での試算額[法定軽減後の額]

令和8年度子ども子育て支援納付金分賦課額

1人あたり月額約200円

1世帯あたり月額約300円

※ 令和9年度、令和10年度と段階的に増額される見込み

2 高額療養費制度の見直し（令和8年8月実施）

高額療養費制度の自己負担限度額の見直しについては、当初、令和7年8月の実施が予定されていたが、物価高騰に伴う生活影響や患者団体等からの要望を背景に、国において実施の見合わせと方針の再検討が行われた。

令和7年12月に、国の社会保障審議会等において新たな方針が示され、次頁の表のとおり令和8年8月より自己負担限度額の引き上げが実施され、さらに令和9年8月からは、所得区分を細分化し、自己負担限度額の再見直しが実施される見込みである。

●令和7年12月に示された高額療養制度の見直し内容のポイント

(1) 長期療養者への配慮

1. 多数回該当の金額を据え置き

: 長期に継続して治療を受けられている方の経済的負担を増加させない。

2. 「年間上限」の導入

: 多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担にも配慮する観点から、新たに「年間上限」を導入。これにより、月単位の「限度額」に到達しない方であっても、「年間上限」に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担は不要となる。

(2) 低所得者への配慮

70歳以上に適用される外来特例の限度額引上げの際、「住民税非課税区分」に外来年間上限を導入し、年間の最大自己負担額（12カ月限度額を負担される方の負担額）を現在よりも増加させない。

〔70歳未満〕

区分	所得区分	現行の限度額 (令和8年7月まで)	改正後の限度額 (令和8年8月から)	
			月額上限	年間上限
ア	所得901万円超	252,600円 +1%	270,300円 +1%	1,680,000円 (月額平均140,000円)
	多数回該当	140,100円	140,100円	
イ	所得600万円超901万円以下	167,400円 +1%	179,100円 +1%	1,110,000円 (月額平均92,500円)
	多数回該当	93,000円	93,000円	
ウ	所得210万円超600万円以下	80,100円 +1%	85,800円 +1%	530,000円 (月額平均44,200円)
	多数回該当	44,400円	44,400円	
エ	所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	61,500円	530,000円 (月額平均44,200円)
	多数回該当	44,400円	44,400円	
オ	住民税非課税世帯	35,400円	36,900円	290,000円 (月額平均24,200円)
	多数回該当	24,600円	24,600円	

※ 多数回：過去12か月間に高額療養費の該当が3回以上あった場合の4回目以降

※ +1%：一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの

〔70歳以上〕

区分	所得区分	現行の限度額 (令和8年7月まで)	改正後の限度額 (令和8年8月から)	
			月額上限	年間上限
現役並Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円 +1%	270,300円 +1%	1,680,000円 (月額平均140,000円)
	多数回該当	140,100円	140,100円	
現役並Ⅱ	課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円 +1%	179,100円 +1%	1,110,000円 (月額平均92,500円)
	多数回該当	93,000円	93,000円	
現役並Ⅰ	課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円 +1%	85,800円 +1%	530,000円 (月額平均44,200円)
	多数回該当	44,400円	44,400円	
一般	課税所得145万円未満	57,600円	61,500円	530,000円 (月額平均44,200円)
	多数回該当	44,400円	44,400円	
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯	24,600円	25,700円	290,000円 (月額平均24,200円)
	多数回該当	—	24,600円	
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯かつ 所得0円	15,000円	15,700円	180,000円 (月額平均15,000円)

※ 多数回：過去12か月間に高額療養費の該当が3回以上あった場合の4回目以降

※ +1%：一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの

【外来特例（70歳以上）】

外来特例とは：70歳以上の高齢者においては医療機関を受診する頻度が多いことから、所得の低い方について「外来医療費自己負担額の上限をより低く設定する」仕組みのこと。

※ 2割負担（所得区分：一般・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰ）の方が対象

区分	現行の限度額 (令和8年7月まで)		改正後の限度額 (令和8年8月から)	
	月額上限	年間上限	月額上限	年間上限
一般	18,000円	144,000円	<u>22,000円</u>	<u>216,000円</u>
低所得者Ⅱ	8,000円	—	<u>11,000円</u>	96,000円
低所得者Ⅰ	8,000円	—	8,000円	—